

第2次訓子府町食育推進計画

～ 地域を生かした食育の推進～



令和 6 年 3 月

訓子府町

(はじめに)

私たちにとって、「食」は、生命と健康の基本であり、日々の食事は、家族や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの「心」の健康、生きる喜びをつくり上げてくれるものです。

農業のまち訓子府町は、その自然環境を活かし、町内、道内、国内の皆さんに安全でおいしい「食」を提供する重要な役割を担うとともに、町内では、各種の食を通じた健康づくりの取組をはじめ、親子を対象にした農作業体験や調理実習、郷土の農林水産業の学習を進める事例など関係者の皆さんのが連携し、主体的に食育に取り組む動きが進んできています。

このため、本町では、このような食育の取組を支援するとともに、食育の効果的な推進を図ることを目的に、平成31年3月に「訓子府町食育推進計画」を策定し、地域住民と一体となった食育の取組を進めてきたところです。

この度「訓子府町食育推進計画」の計画期間が終了することから、本町においても食育の意義、大切さを改めて考え、関係団体や町民との連携を強め、効果的な食育の取組を推進するため、「第2次訓子府町食育推進計画」を策定するものです。

食育の取組は、家庭はもとより、学校や地域など生活の様々な場面において、すべての町民の皆さんに参加、実践していただくことが重要であることから、この計画の実現に向けて、訓子府町の皆さんと一緒に「食育推進」に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を願います。

令和6年3月

訓子府町長 伊田 彰

目 次

1 本計画の趣旨・目的	・・・・	p 1
2 食育の定義	・・・・	p 2
3 本計画の位置付け	・・・・	p 2
4 計画の期間	・・・・	p 3
5 訓子府町の食をめぐる現状と課題	・・・・	p 4
(1) 食をめぐる社会情勢の変化	・・・・	p 4
(2) 食生活の変化と健康への影響	・・・・	p 4
(3) 北海道（訓子府町）における食料生産の現状	・・・・	p 4
(4) 食文化の伝承と環境問題	・・・・	p 4
(5) 食育に対する理解と取組	・・・・	p 4
6 食育に関する3つの基本目標	・・・・	p 6
7 関係者の役割・連携	・・・・	p 8
8 食育推進に当たっての数値目標	・・・・	p 11

1 本計画の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

しかし、現在、国内では肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等、また児童生徒の朝食欠食などの問題が見られる状況があります。さらに世界的な食料需給の逼迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食べものと生産現場のつながりの確保や、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロスといった食に関する課題が引き続き存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、令和3年3月には「私たちが育む食と未来」をコンセプトとした「第4次食育推進基本計画」を作成しました。また、北海道では、令和6年3月に「心も体も食べて育とう。北海道の食がつなぐ未来」をめざす姿とした「第5次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を作成し、道内の食育を総合的に進めることとしています。

訓子府町でも、他の地域と同様に食生活の変化に伴うさまざまな課題が見られますが、町内にはおいしく新鮮な食材があり、また、そうした食材を活用した郷土料理や、特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、食育を行うのに恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、訓子府町においても国や道などと連携しながら、町民皆さんの理解の下、役割分担を行い、より効果的な食育の取組を推進するため、「訓子府町食育推進計画」を策定します。

なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第41条に基づく「地産地消促進計画」としても位置付けることとします。



2 食育の定義

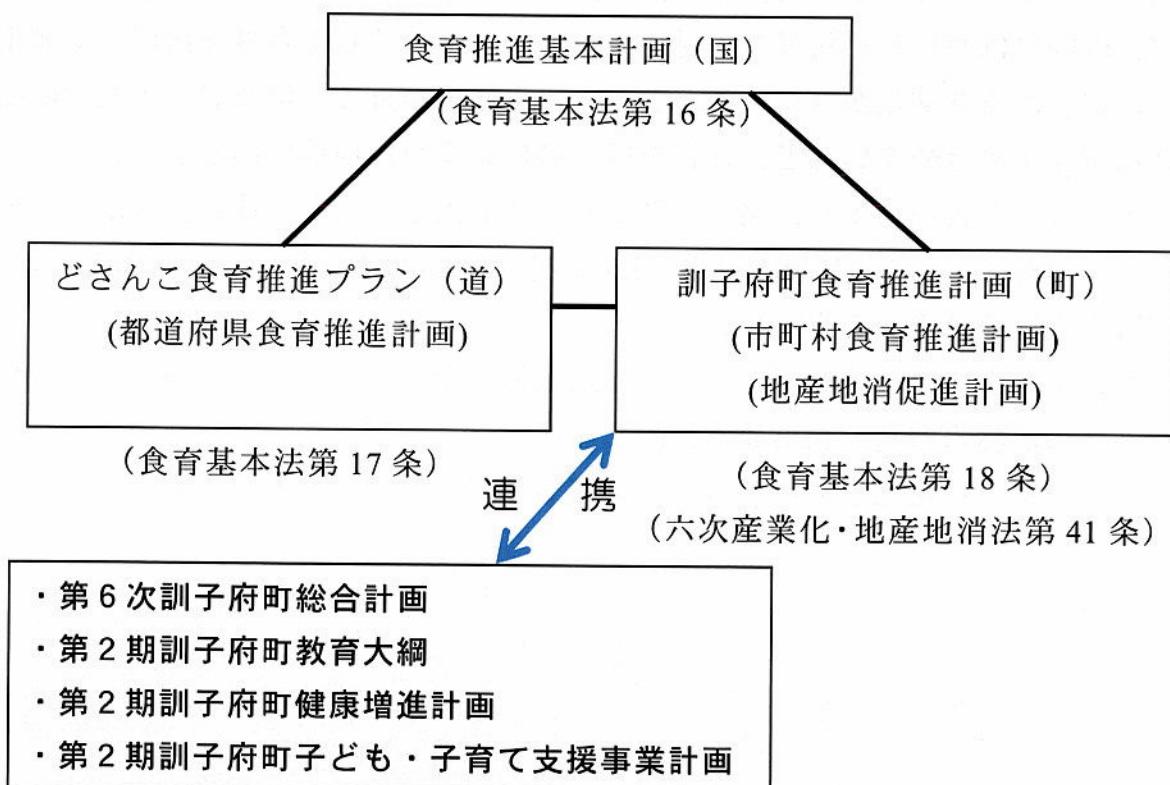
食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるることと定義され、生きる上での基本であって、知育、德育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。（食育基本法前文）

3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画や都道府県食育推進計画を基本として作成する市町村食育推進計画として位置付けられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。

また、この計画は本町における食育を具体的に推進するための総合的な指針とし、「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するものです。

■訓子府町食育推進計画の位置付け



4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

(※参考)

- ・第4次食育推進基本計画(国)の計画期間(R3-R7)
- ・第5次北海道食育推進計画(どさんこ食育推進プラン)の計画期間(R6-R10)
- ・第6次訓子府町総合計画の計画期間(H29-H38)
- ・第2期訓子府町教育大綱の計画期間(R2-R6)
- ・第2期訓子府町健康増進計画の計画期間(H27-H36)
- ・第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画の計画期間(R2-R6)

5 訓子府町の食をめぐる現状と課題

(1) 食をめぐる社会情勢の変化

訓子府町においては、高齢化が全国より早いペースで進むとともに、核家族化の進行や女性雇用者の増加といった動きも見られます。このような社会情勢の変化の中で、食に関する簡便化・外部化が進展してきています。

(2) 食生活の変化と健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。この傾向は、訓子府町においてもみられており、適切な対応が必要とされています。

(3) 訓子府町における食料生産の現状

訓子府町は、玉葱、馬鈴しょ等の畠作物の生産及び酪農といった農林水産業や食品産業など食に関連する産業が地域の基幹産業となっています。食料を生産する訓子府町の特色を生かした食育を推進していくことが重要となっています。

また、農業・農村は次のような機能も有しており、これら資源を有効に活用した「食育」に取り組むことも大切です。

◆農業・農村の多面的機能（農林水産省ホームページから）

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> 一時的に雨水をためて洪水を防ぐ機能 | <input type="radio"/> 土砂崩れを防ぐ機能 |
| <input type="radio"/> 土の流出を防ぐ機能 | <input type="radio"/> 川の流れを安定させる機能 |
| <input type="radio"/> 地下水を作る機能 | <input type="radio"/> 暑さをやわらげる機能 |
| <input type="radio"/> 生きもののすみかになる機能 | <input type="radio"/> 農村の景観を保全する機能 |
| <input type="radio"/> 伝統の文化を伝承する機能 | <input type="radio"/> 癒しや安らぎをもたらす機能 |
| <input type="radio"/> 農作業の体験学習の機能 | |

(4) 食文化の伝承と環境問題

食生活の多様化や簡便化が進む中で、これまで先人から受け継がれてきた伝統的な食文化が失われることが懸念されており、こうした食文化を伝承し、さらに発展させていくことが必要となっています。

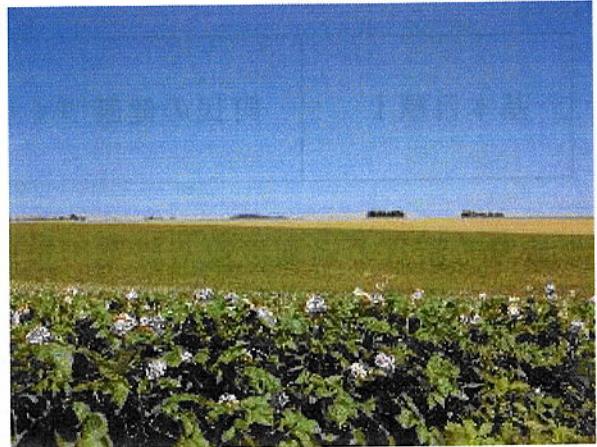
また、世界的な食料需給のひっ迫、食料不足が問題となる中で、我が国においては、食べ残しなどに伴う大量な食品の廃棄が行われており、これらの削減による環境負荷の低減などが求められています。

(5) 食育に対する理解と取組

訓子府町において、食育に関する機関・団体などが役割を分担しながら、食育の推進に取り組まれており、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられます。

えられますが、肥満率や児童生徒の朝食欠食、地場産物の活用など、実際の行動で改善、維持していくべき課題があります。

さらに、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となる中、引き続き食育の大切さを周知し、取組の実践を図っていく必要があります。



6 食育に関する3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、訓子府町では食育の推進を効果的に図るため、次の3つの基本目標に基づき、食育を推進します。

基本目標Ⅰ	町民の健康づくりにつながる食育の推進
-------	--------------------

糖質や脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。食べ物と心や体の関係を知るとともに、バランスの取れた食生活の実践などにより、乳幼児期から高齢期まで、健康の維持・増進につながる食育の取組を推進します。

基本目標Ⅱ	地産地消と一体となった食育の推進
-------	------------------

訓子府町は豊かな自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材があり、消費者と生産者とが顔の見えるつきあいができる特徴を持った地域です。各種体験活動により、本町の基幹産業である農業や食品産業など、食に関連する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、実践する食育の取組を推進します。

基本目標Ⅲ	未来を担う子どもを育む食育の推進
-------	------------------

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものとして重要です。食育基本法でも、食育を知育・德育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、町としても学校教育活動の中で食に関する指導などを進めています。

訓子府町における食育の取組

健康づくりにつながる 食育の推進

- (1) 乳幼児健康相談・健康診査での個別栄養相談
(6か月児、1歳児、2歳児、1歳6か月児、3歳児)
(子育て支援センターひよこひろば)
- (2) 離乳食教室
- (3) 子育て支援センターミニ講座
- (4) 食育通信の発行
- (5) 母親教室での栄養講話
- (6) 成人栄養相談
- (7) 特定保健指導
- (8) 各種団体に向けた栄養講話
- (9) 各種講座（健康推進員、肉体改造講座、公民館講座等）での栄養講話
- (10) 食のアドバイザー事業
- (11) 健康月間事業等での食に関する情報の普及啓発
- (12) 町広報での食に関する情報の普及啓発
- (13) 給食試食会
- (14) 保育・教育施設向け保護者アプリ（コドモン）での配信

地産地消と一体となつた食育の推進

- (1) 地場産農産物を使用した給食づくり
- (2) 給食だより発行（給食センター）
- (3) 子どもクッキング
- (4) 訓子府を食べよう（5年生）
- (5) コーンレンジャー（3年生）
- (6) 田植え体験、養蜂体験
- (7) きたみらい牛乳で調理実習
- (8) くんねっぷ牛乳の飲用促進
- (9) 訓子府産豆の使用促進
- (10) 地場産品の販売
- (11) 地元特産物のPR
- (12) JA女性部収穫感謝祭
- (13) ふるさとまつり
- (14) 町内外各種イベントへの参加
- (15) 地元企業等による地場特産商品開発物産展（さむさむまつり）
- (16) 4Hまつり
- (17) 野菜＆雑貨フェス
- (18) JAによる芋・玉ねぎ・りんごの寄贈

未来を担う子どもたちへの食育の推進

- (1) 地場産農産物を使用した給食づくり
- (2) 給食だより発行（こども園）
- (3) 手づくりおやつ
- (4) お弁当の日
- (5) 関係機関との会食
- (6) 菜園活動
 - *種まき・収穫
 - *給食での提供
- (7) 調理体験
 - *おやつづくり
 - *もちつき
 - *やきいも
- (8) 行事食
 - *誕生日メニュー
 - *七夕・お月見・ハロウィン
 - *クリスマス・節分
 - *ひなまつり
 - *リクエスト給食
- (9) 地域との交流
 - *野菜俱楽部
 - *菅野養蜂場
 - *米太郎俱楽部
- (10) アレルギー対応食の実施
- (11) 管理栄養士との交流

【関係団体・行政機関】

- ・学校
- ・給食センター
- ・認定こども園
- ・子育て支援センター
- ・町の各関係課（福祉保健課、子ども未来課、教育委員会、農林商工課等）

- ・学校
- ・給食センター
- ・認定こども園
- ・町の各関係課（福祉保健課、子ども未来課、教育委員会、農林商工課等）
- ・きたみらい農業協同組合
- ・訓子府町商工会
- ・訓子府町クリーン農業推進協議会
- ・きたみらい玉葱振興会
- ・きたみらい馬鈴薯振興会
- ・きたみらい豆類振興会
- ・菅野養蜂場
- ・米太郎俱楽部
- ・野菜俱楽部
- ・味の素食品北海道株式会社
- ・ファーマーズマーケット夢ミール
- ・きたみらいジュニアホルスタインクラブ
- ・4Hクラブ

- ・認定こども園
- ・子育て支援センター
- ・町の各関係課（福祉保健課、子ども未来課、教育委員会、農林商工課等）
- ・きたみらい農業協同組合
- ・訓子府町商工会
- ・米太郎俱楽部
- ・野菜俱楽部
- ・菅野養蜂場

7 関係者の役割・連携

訓子府町においては、3つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、農業関係団体、商工業者、学校、こども園等がそれぞれの視点で地域にあった食育の取組を行っていきます。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に取組が進むように次の基本目標に即して、食育を推進していきます。

1	家庭における食育の推進
---	-------------

※ 子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、朝食をとることや「早寝早起き朝ごはん」運動を実践するなど、関係機関・団体が連携し普及啓発活動の展開を図ります。

また、子どもの料理教室や親子料理教室の開催、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。

2	学校等における食育の推進
---	--------------

※ 学校、こども園などにおいて、子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者団体等と連携して農業体験や調理に関する体験、昼食時間での食事マナー学習などを計画的に推進します。

3	地域における食育の推進
---	-------------

※ 地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図るため、国が策定した「食事バランスガイド」等を活用し、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・民間企業・職場・自治会等を通じて住民への普及啓発を図ります。

4	生産者団体等における食育推進
---	----------------

※ 品質の高い食品を安定的に供給することとあわせて、各種体験活動の実施、協力など学習機会の提供を通じて、地域の生産物や生産、流通に関わ

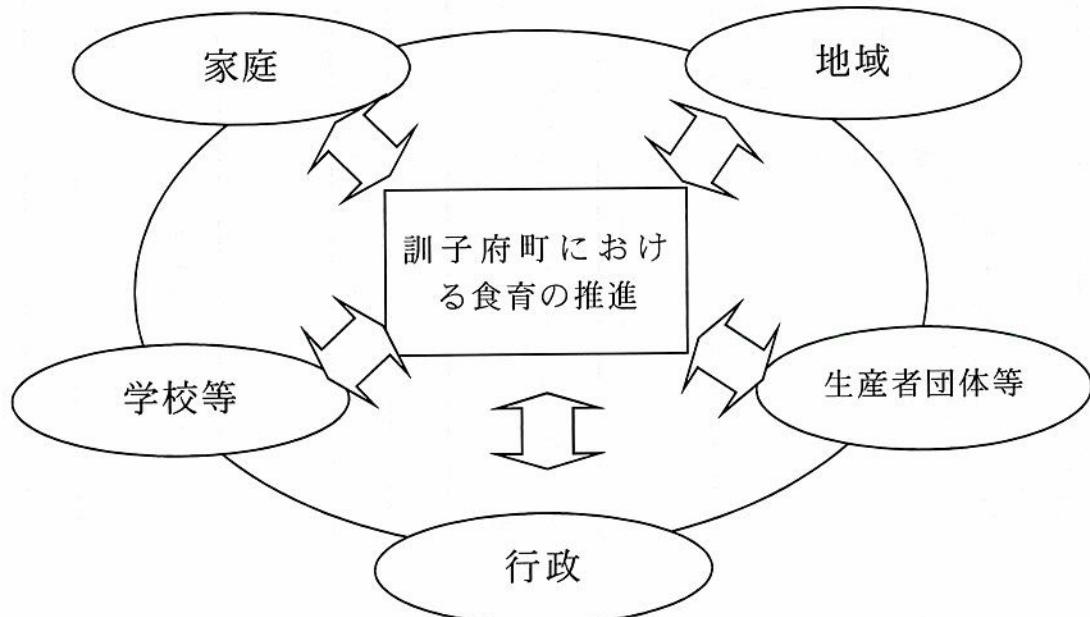
る人々の営みの理解を深め、その大切さを伝える取組などを進めます。

5	行政における食育の推進
---	-------------

※ 食を通じて生活習慣病等の予防を図るために、町として食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、各種健康診査での個人の健康状況に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。

また、地域住民や農業者の自主的な取組を支援し、協働するとともに、地域を通して食育を推進するための組織づくり（くんねっぷ食のアドバイザー）など、幅広い食育の取組に関わっていきます。

さらに、食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、NPOなどボランティア団体、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。



※関係する部署と住民・組織・関係機関・団体等とが横断的な連携を図りながら
計画の推進に積極的に努めます。

訓子府町の食育の取り組み（ライフステージ別）

対象	実施機関	乳幼児期		学齢期		青年期		壮年期		高齢期				
		子育て支援センター こども園 学校（給食センター）	●ミニ講座（調理実習） ●給食だよりの発行 ●保育・教育施設向け保護者アプリ（コドモン）での配信 ●菜園活動、調理体験、行事・食	●給食だよりの発行 ●町内小中学校への食育指導 ●こどもクッキングの開催 ●訓子府を食べよう	●コーチレンジャー	●ふるさとまつり	●地場農産物の寄贈・女性部収穫感謝祭等	●地場農産物の寄贈・女性部収穫感謝祭等	●田植え体験、養蜂体験ほか ●餅つき	●地場特産品開発物産展（さむさむまつり） ●地場特産品の販売	●4Hまつり（収穫祭）	●地元特産物のPR・町内外各種イベントの参加	●母親教室 ●特定保健指導、食に関する情報の普及啓発 ●食のアドバイザー事業	●栄養相談、各種団体への健康教育
こども園・学校等	訓子府町クリーソ農業推進協議会 味の素食品北海道㈱	ふるさとまつり実行委員会												
地域														
生産者等	きたみらい農業協同組合 ほか生産者組織 訓子府町商工会 アーバンマーケット夢ミール 4Hクラブ	農林商工課	福祉保健課 子ども未来課 社会教育課 その他各関係課											

8 食育推進に当たっての数値目標

指標	現状値	目標値
学校給食における地場産（北海道産）米・野菜の導入割合	地場産物の購入割合 購入 kg ベース ^{注1} 75.5%	維持
乳幼児期 よく噛んで食べる子どもの割合 ^{注2}	1歳6か月児健診 38.0% 3歳児健診 71.4%	増加
学齢期 朝食を毎日食べている子どもの割合 ^{注3}	小学6年生 56.8% 中学3年生 83.3%	100%
青年・壮年・老年期 朝食を抜くことが週に3回以上ある人の割合 ^{注4}	総数 9.4%	減少
青年・壮年・老年期 毎食野菜を食べている人の割合 ^{注5}	総数 33.5%	増加

注1：購入 kg ベース内訳（全12種類）

うるち米、馬鈴しょ、玉ねぎ、大根、人参、ごぼう、キャベツ、白菜、長ねぎ、きゅうり、きのこ類、豆類

注2：R5年度訓子府町1歳6か月・3歳児健診アンケートにて「問題なく噛めている」と回答した割合

注3：R5年度学力・学習統計調査

注4：R4年度法定報告に係る特定健診受診者の質問票

注5：R5年度訓子府町民の健康意識・健康に関するアンケート結果報告



第2次訓子府町食育推進計画

令和6年3月

担当：訓子府町農林商工課

〒099-1498 常呂郡訓子府町東町398番地

TEL：0157-47-2116

FAX：0157-47-2600